

て惟う、見納すれば欣慰常に倍せん。但だ旧年差去せる通事林昌・陳泰等の二隻の船、時月の期を過ぐるも未だ回還するを見ず。倘し風水の不慮有り、或いは船隻の損壊し人口の所屬に漂在し、或いは彼処の客商と不睦等の事あらんか。煩わくは交隣の道を念い、以て招來の心を罄さんことを。乞為う、和輯もて貴と為し優恤して望と為し、本国に送回して以て凶報を期せしめんことを。四海を見て一家と為し、共に万々年の太平の福を享くるを庶うなり。其の船内に瑣碎の方物を装載し、互相に宝貨を易換す。乞う、属に令行し作成して両平に買売せしめんことを。風信に趕趁して回帰すれば利便ならん。須らく咨に至るべき者なり。

右、滿刺加国に咨す

成化八年（一四七二）九月二十日

注（一）旧年：回還するを見ず（一二二五）参照。咨文の残つていない成化七年（一四七一）九月の遣船は、マラッカからの帰途に遭難し、多数の溺死者があったが、通事林昌等は生還した。また、『明実録』成化九年四月丁卯の条に関連の記事がある。

（二）和輯 やわらぎむつむ。

1-41-19

琉球国王より滿刺加国あて、沈満志等を遣わして速やかな交易を請う咨（一四七二、九、二八）

琉球国王、滿刺加国王殿下に移咨す。

瀕ごろ恵書を辱くし、眷愛は勤々として感愧を重増す。諒に惟うに、賢王の起居の安好なるは甚だ馳仰を慰む。且つ貴国と敵邦と海波遼闊なりと雖も而も舟車通ず可く、夙に厚恵を蒙るに敢えて非儀を報ず。今、正使沈満志・通事陳耀等を遣わし諸々の聘幣を奉り再た交好の勤を伸べしむ。伏して希わくは、笑留すれば是れ幸なり。其の船内に瑣碎の方物を装來し、貴国に前至し互相に奇貨を易換す。煩わくは、属に令行し作成して早やかに買売を与さしめんことを。風信に趕趁し回帰すれば利便ならん。須らく咨に至るべき者なり。

右、滿刺加国に咨す

成化八年（一四七二）九月二十八日

注（一）恵書（三九〇八）か。

（二）陳耀 久米村陳氏（仲本家）二世（『家譜（二）』四八七頁）。